

## 株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号  
並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 8 月 1 日  
本田技研工業株式会社  
ホンダ開発株式会社

2021年8月1日

株式交換に係る事後開示事項

東京都港区南青山二丁目1番1号  
本田技研工業株式会社  
取締役 代表執行役社長 三部 敏宏

埼玉県和光市本町5番39号  
ホンダ開発株式会社  
代表取締役 筒井 哲也

2021年6月1日付で本田技研工業株式会社（以下「本田技研」といいます。）と、ホンダ開発株式会社（以下「ホンダ開発」といいます。）の間で締結した株式交換契約に基づき、2021年8月1日を効力発生日として、本田技研を株式交換完全親会社、ホンダ開発を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いましたので、下記のとおり、本株式交換に係る事後開示事項を開示いたします。

記

1. 本株式交換の効力発生日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年8月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号イ、ロ）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（株式交換をやめることの請求）

本株式交換に対して、会社法第784条の2の規定による請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本株式交換に対して、会社法第785条の規定による請求権を行使した株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号イ、ロ）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株式交換をやめることの請求）

該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数に関する事項（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、本田技研に移転したホンダ開発の株式数は、普通株式 7,900,000 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) 本田技研は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した本田技研の株主は 2 名であり、その有する株式の数は合計 22,400 株でした。当該株式数は、会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。

- (2) 本田技研は、本株式交換に際して、本株式交換により本田技研がホンダ開発の発行済株式（但し、本田技研が所有するホンダ開発の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時におけるホンダ開発の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、本田技研を除きます。）に対して、その所有するホンダ開発の普通株式に代わり、その所有するホンダ開発の普通株式 1 株につき、本田技研の普通株式 0.30 株の割合をもって、本田技研の普通株式を割当交付しました。これにより本田技研が割当交付した普通株式の合計数は、2,370,000 株です。

- (3) 本株式交換により増加した本田技研の資本金及び準備金は以下のとおりです。

本株式交換による本田技研の資本金及び準備金の額の変動はありません。

- (4) 本田技研は、日本の公正取引委員会から、2021 年 6 月 25 日付で、本株式交換に係る株式取得に関する計画について排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。

以上